

意見提出者	個人
-------	----

1. 項目	児童ポルノ規制・サイトブロッキング
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>○児童ポルノ規制法について</p> <p>(1) 定義が曖昧。  現状の定義の一つである、「衣服の全部又は一部を着けない児童の姿態であって性欲を興奮させ又は刺激するもの」は、子どもの水着写真や親子と一緒に入浴している写真、おむつをはいた赤ん坊の写真すら、児童ポルノとして扱われかねない。  これでは我が子の成長記録を取ることすらままならない。  現在の定義のままでは、ICTの利活用に止まらず、国民生活全般を阻害していることになる。</p> <p>また、最近では東京都青少年健全育成条例に代表されるが、創作物もまた児童ポルノとして扱おうとする動きが見られる。  創作物への表現規制は、憲法21条の『表現の自由』や『知る権利』を侵害する、重大な憲法違反であるため、断固反対する。</p> <p>創作物上の登場人物には人権がなく（実在しないのだから法的に人権が保障されているわけがない）、また創作物上で登場人物がどんなに性的に搾取されるような描写があろうと、実在の児童の人権が侵害されることはない。（実在の児童に性被害が発生しているわけではないため）</p> <p>創作物すら児童ポルノとして扱おうとするのは、もはや実在の児童を救うという名目を外れており、公権力による表現の自由および言論の自由の弾圧、内心の自由への侵害に当たる。</p> <p>(2) 単純所持規制は弊害が多く、冤罪・別件逮捕を生み、国民生活を脅かす。  国会では、現在でも継続審議という形で単純所持規制の導入も検討されていたが、これも(1)同様に、ICTの利活用に止まらず、国民生活全般を著しく阻害することになるため、単純所持規制には断固反対である。</p> <p>単純所持規制を導入している海外では、以下のような弊害が発生している。</p> <p>『日本のマンガを集めていた米国人、児童ポルノ禁止法違反で有罪に』  <a href="http://wiredvision.jp/news/200905/2009052923.html">http://wiredvision.jp/news/200905/2009052923.html</a></p> <p>(引用)  児童の性的虐待および猥褻の様子を描写した日本のマンガ本を輸入・所持し、わいせつ物を所持していたとして起訴されていた米国のコミック本コレクターが、有罪を認めた。</p>

(略)

Handley 容疑者は、児童ポルノ禁止法『2003 Protect Act』の下で起訴されていた。未成年が性的な行為に関わる様子を描写し、「正当な文学、芸術、政治、科学的価値」を欠くマンガや図画、彫刻作品、絵画を禁止する法律だ。

Handley 容疑者が有罪を認めたことにより、同容疑者は、実写による児童ポルノの収集や閲覧という証拠なしで、マンガ本の所持により同法の下で有罪となる最初の人物となる。Handley 容疑者は懲役15年以下の判決を受けることになる。

コミック本のファンたちは、マンガを理由にして人々を刑務所に入れても、性的虐待から子供たちを守るのに何の役にも立たないと主張し、今回の事件に危機感を募らせている(PDF ファイル)。

(略)

2003年の法律では、禁止する対象の適用範囲を狭めており、容疑者が属するコミュニティの人々が「わいせつ」だと見なすであろう表現物だけを対象にしている。[日本語版過去記事によると、定義を狭め、本物の児童ポルノ画像と「見分けがつかない」コンピューター画像のみを禁止している。ただし、思春期前の少年少女を扱った視覚的なポルノで、最高裁が定義する「わいせつ」の範疇に当てはまるものについては、線描画、漫画、絵画、彫刻を含め、その一切を禁じている]

(引用終了)

『米国』我が子への授乳写真は児童ポルノ？ その1』  
<http://suzacu.blog42.fc2.com/blog-entry-52.html>

(引用)

満1歳の我が子に授乳していた母親がその写真を父親に撮らせた。ところがその写真は警察に児童ポルノと判定され両親は逮捕された。さらに二人の子供たちは児童保護局に身柄を保護され児童養護施設に隔離された。両親は児童ポルノの単純所持違反として起訴され、20年以下の懲役を求刑された・・・

アメリカのテキサス州で発生した事件だ。

(引用終了)

一番目の事例は、創作物が児童ポルノとして当てはめられ、起訴されたというもの。

しかし、創作物は児童ポルノには当てはまらないのは、先に述べたとおりである。

創作物を規制するよりも、実際に被害に遭った児童の保護とケアに力を注ぐべき。

創作物や家族写真等の『実際の被害児童が存在しない』物まで規制対象とするのは、実在の児童を救うという観点から言えば、まったくの無意味である。

二番目の事例は、何の罪もない一家が公権力に人生を狂わされるという、悲惨極まりないものだ。

過去の事件とはいえ、単純所持を導入しようと試みるならば、十分に検討しなければならない事例である。

日本における現在の児童ポルノの定義のまま、単純所持規制を導入してしまえば、事例の一家を襲った悲劇が日本でも起こりうる可能性は十分にありえる。

児童ポルノの規制を進めるのであれば、これらの弊害事例についても検討すべき。

単純所持規制は、児童ポルノの定義を厳格化すれば導入しても構わないという意見もあるかもしれないが、決して導入してはいけない。

なぜなら、自分のメールアドレスに、悪意ある他人が『児童ポルノ』を送りつけてくる場合もありえるからだ。

また、自身のカバンの中に『児童ポルノ』を忍び込まされる場合も考えられる。

もしも悪意のある他人が警察に「〇〇は児童ポルノを所持している」と通報したら、逮捕されるのは、児童ポルノをメールやカバンの中に送られてしまった側（被害者）である。

そうなった場合、自分の無実を証明するのは、大変な労力と時間が必要である。

たとえ無実であろうと、一度家宅捜索や逮捕などされてしまえば、国民の社会的損失は計り知れない。

冤罪は一個人の人生を十分に破壊する、国家権力が侵した重罪であるということを自覚すべき。

また、単純所持規制は、別件逮捕のための手段としても利用されてしまいかねない。

警察権力に必要以上の権限を与えてしまうことは、国民生活を十分に脅かすことになる。

単純所持規制では、実際に性的被害に遭っている児童を救うことは決してできないことを、十分に心得ていただきたい。

○サイトのブロッキングは 通信の秘密に抵触する。

先月末に政府がブロッキング実施に向けた対策を進めていくことが発表、かつ10月からブロッキングの試験運用が開始されるとの事だが、ブロッキングには断固反対する。

『児童ポルノのブロッキング、正式決定 犯罪対策閣僚会議』

<http://www.asahi.com/national/update/0727/TKY201007270208.html>

引用)

「児童ポルノ」をインターネット上で閲覧できないようにプロバイダーが遮断する「ブロッキング」を盛り込んだ「児童ポルノ排除総合対策案」が、27日に開かれた政府の犯罪対策閣僚会議で正式に決まった。今後、関係省庁がこの案に基づきブロッキング実施に向けた対策を進める。（朝日新聞27日）

引用終了)

『児童ポルノ遮断 試験的運用へ』

<http://www3.nhk.or.jp/news/html/20100819/k10013437161000.html>

引用)

児童ポルノを載せているサイトをインターネットから強制的に遮断する「ブロッキング」と呼ばれる新たな対策の試験的な運用が、国内で、ことしの10月ごろから始まることになりました。

引用終了)

ブロッキングに関しては、こちらのウェブサイト（PDF）でブロッキングの仕組みや問題点、法律問題について解説されている。

『児童ポルノのブロッキングに関する法律問題』

<http://www.nic.ad.jp/ja/materials/iw/2009/proceedings/f1/iw2009-f1-05.pdf>

DNSブロッキングもハイブリッド・フィルタリングは両者ともメリット、デメリットが存在する。

ブロッキングの問題点として、

- 1) オーバーブロッキング（DNS）
- 2) 設置負担が大きい（ハイブリット）
- 3) 通信の秘密を著しく侵害する（両方）
- 4) 国家による検閲（両方）

等々が挙げられる。

児童ポルノの定義が曖昧な状態では、どのようなコンテンツが違法とされるかわからず、表現の萎縮を招きかねない。

ネット上の児童ポルノ対策は、あくまでも業界側の自主規制に一任するべき。

	<p>行政が業界に自主規制を促すのは、権力による多大な圧力であり、過剰な萎縮を生む可能性が十分にありえる。</p> <p>また、警察権力と密接に関わっている団体（インターネットホットラインセンター、インターネット協会等）にブロッキングするアドレスをリスト管理させることは、公権力による恣意的運用の可能性が否めず、賛同できない。</p> <p>ブロッキングは、実際に被害者が存在する児童ポルノ画像を発信しているサイトに対し、削除要請をしてもまったくその動きが見られない場合の、最終手段としての措置に留めるべき。</p> <p>また、悪質な児童ポルノ発信者の摘発は現行法でも十分可能であり、ブロッキングによる遮断は警察の怠慢であるといわざるを得ない。</p> <p>もしブロッキングを導入するなら、1) アドレスリスト作成団体は警察組織関連団体以外の組織で作ること、2) 作成したアドレスリストは公開すること、3) ユーザーからアドレスリスト削除願いを提出することができること、4) 適法コンテンツを含むサイトがブロッキングされた場合の救済処置、5) 間違えて適法サイトをブロッキングした場合の罰則等、国家権力による恣意的運用を極力削ぐことが可能な体制を作り上げるべき。</p> <p>ブロッキングの弊害として、例えば「荒らし目的で掲示板に児童ポルノ画像が張られた場合、被害を被ったサイトがさらにブロッキングの対象になりかねない」ということも考えられる。</p> <p>通信の秘密への侵害、オーバーブロッキングによる弊害および海外での弊害事例、児童ポルノ画像の発信数および性犯罪率の国際比較（日本は児童ポルノの発信数も性犯罪率も低い）、自国の児童ポルノの定義の曖昧さ等、国民への説明がまったく不十分な状態で、国家検閲にもなりえる（そのうえ、弊害が出た場合の責任は国家ではなく事業者にある）ブロッキングを導入することは、断じて反対である。</p> <p>ブロッキングを行なう側が、恣意的な運用は絶対に行なわないという保障はまったくない。</p> <p>日本における冤罪発生数が、過去50年に渡って『0』であるならば、運用側を全面的に信用できるが、実際には冤罪が多数発生しており、罪のない人々が何十年と苦しみ続けている。</p> <p>戦前の治安維持法のように、権力の暴走もありえる中で、ブロッキングという強力な方法が採用されることに、大変危惧を感じる。</p> <p>ブロッキングは、ICTの利活用に多大な弊害をもたらすだけでなく、国家による検閲行為であることを自覚するべき。</p>
3. ICT利活用を阻害	<p>児童ポルノ規制法 （正式名称「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等</p>

<p>する制度・規制等の根拠</p>	<p>に関する法律」)</p>
<p>4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案</p>	<p>○児童ポルノの定義の厳格化。</p> <p>→児童ポルノの製作過程において、実在する児童が実際に被害に遭った場合のみに限定。</p> <p>→漫画、アニメ、ゲーム、グラビア写真集等の創作物や、子どもの水着写真等の日常的に撮影された物は含まない。</p> <p>○単純所持規制導入の検討を廃止。</p> <p>○サイトブロッキング導入の検討を廃止。</p> <p>○単純所持規制またはサイトブロッキングの導入を行なった諸外国の実情の調査及び研究を進める。</p> <p>→単純所持規制やブロッキングを導入したことで、実際に児童ポルノの発信件数は低下したか否か。</p> <p>→諸外国ならびに日本国内における性犯罪数の国際比較</p> <p>→諸外国の弊害事例</p> <p>○児童ポルノワーキングチームをいったん解散し、規制賛成、慎重、反対それぞれの識者と一般人を交えて、議論をやり直す。</p> <p>○調査、議論を尽くした上で、なおブロッキング導入が必要だと結論したならば、導入の際は以下の点を遵守すべき。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) アドレスリスト作成団体は警察組織関連団体 (インターネットホットラインセンター、インターネット協会等) 以外の組織で作ること</li> <li>2) 作成したアドレスリストは公開する</li> <li>3) ユーザーからアドレスリスト削除願いを提出することができる</li> <li>4) 適法コンテンツを含むサイトがブロッキングされた場合の救済処置を設ける</li> <li>5) 間違えて適法サイトをブロッキングした場合の罰則を設ける</li> </ol>

	<p>6) 事業者だけでなく、警察やアドレス作成団体にも責任を課す</p> <p>7) 実際に被害者が存在する児童ポルノ画像を発信しているサイトに対し、削除要請をしてもその動きが見られない場合の、最終手段としての措置に留める</p>
--	--